

# 賃貸借契約解約通知書（借主用）

（貸主又は管理業者） \_\_\_\_\_ 様

このたび、次のとおり賃貸借契約を解約し、物件を退去しますので、お届けします。

届出年月日	年 月 日	住宅使用期間	年 月
物件の表示	〒 _____ (物件名等)	_____	_____ 号室
移 転 先	〒 _____ (物件名等)	_____	_____ 号室
昼間連絡先等	TEL _____ E-MAIL _____		
敷金返還先	銀行 _____ 支店 _____ 普・当 _____	口座番号 _____	名義カナ _____
退去日（引越日）	年 月 日	氏 名 _____	_____ ㊟

（太線内のみ記入してください。）

契約終了年月日	年 月 日	受 理 印 等
住宅修理査定日時	年 月 日 時	月 日 ㊟

《本通知書作成にあたってのご注意とお願い》

- ① 契約解約日 賃貸借契約書の条項に基づき、届出日の翌日から \_\_\_\_\_ ヶ月の予告期間が必要です。
- ② 退去（明渡し） 退去は、住宅を明け渡し、鍵を返還したときに完了したものと認定します。なお、鍵の返還以降は、契約解約日以前でも住宅の使用はできません。
- ③ 賃 料 等 契約解約日以前に住宅を退去されても、契約解約日まで頂きます。なお、解約日より賃料等は日割り計算いたします。
- ④ 電気・ガス・水道料金等 電気、ガス、水道及び電話は各供給機関に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を清算してください。又、粗大ゴミ等は予め登録の上、退去日までに処理してください。
- ⑤ 住宅の修繕 退去されるに際し、居住者負担に係る修繕及び取替を、当方に依頼される場合には、その工事に要する費用を負担していただくこととなりますので、予めご了承ください。なお、退去者立会いの上、住宅の修繕箇所の確認及び修繕費負担額の算定をします。
- ⑥ 返還金の送金 敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を解約日の1～2ヶ月ほど後、又は敷金等精算書の受領後速やかに、ご指定の金融機関の預貯金口座に振り込みます。振込手数料は借主負担となります。

《届出はご郵送・または弊社ポストへ投函・ファックス・太枠内の内容記載したメール、いつでも承ります》  
長島不動産 山中 〒157-0072 世田谷区祖師谷3-1-24 TEL03-3484-0012 FAX03-3482-6123 info@r-soshigaya.com